

## 唐津市入札参加有資格業者の指名停止措置について

### 1 指名停止対象業者及び指名停止期間

(株) 西原環境九州支店 (福岡市博多区井相田 2-2-3)

(本社: 東京都港区海岸 3-20-20)

(工事) 管工事、機械器具設置工事、水道施設工事、清掃施設工事-A級

(役務) 建物等保守管理

(物品) 薬品類 (化学工業薬品)、機械類 (測定機器)、その他

停止期間: 平成30年10月2日から平成30年11月1日まで 1か月

### 2 指名停止理由

(株) 西原環境及びその社員が、日本下水道事業団が発注した「室蘭市蘭東下水処理場他汚泥処理設備工事その11」において、工事関係者に死亡者を生じさせた事故について、平成30年7月27日、労働安全衛生法違反の罪で略式起訴されたことによる。

### 3 指名停止措置の根拠

同社は、唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱別表第2第7項 (不正又は不誠実な行為) 及び唐津市物品購入等契約に係る指名停止等の措置要綱別表第2第4項 (不正又は不誠実な行為) に該当する。

指名停止期間については、(短期) 1か月以上 (長期) 9か月以内の範囲内で措置することとなるが、加算条項に該当しないため1か月とする。

### 4 平成29~30年度発注実績

(工事)

○平成29年度

1件 172,800円

○平成30年度

1件 146,880円

(本件の問い合わせ先)

財務部 契約管理課

担当: 工事契約係 松本

電話: 直通 0955-72-9240 (内線 1362)